

Q 「出生届」上の「国籍留保欄」とは？

A 外国で生まれた子で、出生によって日本国籍と同時に外国国籍も

→取得した子は、子の出生の日から3か月以内に出生の届出とともに
日本国籍を留保する旨の届出をすることで日本国籍を取得すること
になります。具体的には、出生届の用紙中の「日本国籍を留保する」
に署名をすることになります。

なお、一定の期間内に、日本国籍を留保する意思表示をしなければ、
その出生の時にさかのぼって日本国籍を失うこととされています
(国籍法第12条、戸籍法第104条)。

【参考】

中華人民共和国国籍法 第4条

→父母の双方又は一方が中国の公民で、本人が中国で生まれた場合は、
中国の国籍を有する。